



「いじめ防止基本方針」

[令和7年3月 第10回 改訂]

I いじめの防止のための基本認識

「児童等は、いじめを絶対に行ってはならない。」

（I）基礎となる法律：いじめ防止対策推進法

[目的]

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

[定義]

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[基本理念]

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

[学校及び学校の教職員の責務]

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

[保護者の責務等]

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責務を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

[いじめに対する措置]

第23条6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(2) 茨城県いじめの根絶を目指す条例

[目的]

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務等を明らかにするとともに、県の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

[定義]

第2条 (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[基本理念]

第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童生徒の生命及び心身を最優先で保護するため、国、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が、一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行われなければならない。

[いじめの禁止]

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

[学校及び校長その他の教職員の責務]

第8条 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

2 学校及び校長その他の教職員は、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。

3 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努めなければならない。

4 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、第1項の関係者と連携し、いじめを受けている児童生徒が支援を求めやすい環境を整備するよう努めなければならない。

5 校長は、学校のいじめの防止等のための対策について、所属の教職員を監督し、基本理念にのっとり、いじめのない当該学校の運営が行われるよう努めなければならない。

[保護者の責務]

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、これを直ちにやめさせるとともに、当該児童生徒に対し、いじめを繰り返さないために必要な教育を行うよう努めるものとする。

4 保護者は、児童生徒の変化に気付き、迅速に対応するよう努めるものとする。

5 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、国、県、市町村、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

[学校でのいじめの相談、通報等]

第15条 児童生徒は、自分がいじめを受けた場合又は他の児童生徒に対して行われるいじめを認識した場合若しくはいじめの疑いがあると認められる場合には、直ちに教職員に相談し、又は通報するように努めるものとする。

2 学校は、いじめを早期に発見するため、定期的に、当該学校に在籍する児童生徒に調査を行うものとする。

3 校長その他の教職員は、前2項の規定による相談、通報等によりいじめが疑われる場合には、相談者等の秘密の保持に十分配慮しつつ、いじめを放置することがないよう直ちに適切な処置を講ずるものとする。

4 校長その他の教職員は、第1項及び第2項の規定による相談、通報等がしやすい学校の環境づくりに努めるものとする。

〔いじめに対する措置〕

第16条 3 学校及び校長その他の教職員は、法第23条第2項の規定に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置及び当該学校の設置者への報告を適切に行うものとする。

4 学校及び校長その他の教職員は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、法第23条第6項の規定に基づき、所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

5 学校及び校長その他の教職員は、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするため、法第23条第4項の規定に基づき、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒とは別の場所で学習を行わせる措置その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

7 学校又は市町村教育委員会は、前2項の規定による措置を行った場合には、いじめを行った児童生徒の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(3) いじめの状況

状況を下記のように区分はするが、全て重要事案として扱うものとする。

軽 度	いじめの状況を早期に発見でき、保護者が学校に対応を任せている状況。
中 度	いじめの状況が進んでいる中で、保護者が学校の対応に対して納得できず、外部に対応を求めている状況。
重大事態 (緊急)	「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手) ○重大事態を把握する端緒 事実関係が確定した段階でなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。 また、被害児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

2 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - 「ハートフル集会」(いじめ防止集会)の実施及び各学級の「ハートフルコーナー」の設置
 - 「マナーアップ集会」実施による基本的生活習慣の見直し改善
 - 「生徒指導特別支援会議」における児童一人一人の共通理解及び同一步調での指導
 - 学校全体が組織的に取り組む体制の強化
 - 児童の居場所づくり・絆づくりを意識した学級づくりの強化
 - 「乙戸の子 いじめゼロ・ハートフル宣言」の各教室への掲示
- ② 分かる授業、対話的な授業を目指した校内研修の推進と日常の授業の改善に努める。
 - 授業のユニバーサルデザイン化を通して、全ての児童が参加・活躍できる授業の創造
 - 話し合い、伝え合う授業の展開による児童相互理解の推進
 - 学習の約束等の徹底
- ③ 特別支援教育に関する全職員の共通理解を推進する。
 - 発達障害及び発達障害の疑いのある児童への対応に関する職員研修の実施
- ④ 友人関係・集団作り・社会性を育成する行事・活動の推進を図る。
 - 当番活動、行事、体験活動、縦割り班活動の計画的な実践(自己有用感の育成)
 - 学校生活のふり返りの実施(PDCAサイクルの活用)
 - ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター、対人関係ゲーム等の継続実施
- ⑤ 思いやりの心を育てる道徳教育の推進
- ⑥ 定期的に児童に対して具体的ないじめ防止指導を実施する。

【具体的な指導の内容】

- ・いじめは犯罪。絶対に許されないこと。
- ・いじめと感じたら、誰かにすぐに相談すること。
- ・いじめを見て見ぬふりするのはいじめであること。
- ・間に入って(第三者になって)、無責任に言いふらすこともいじめであること。
- 〔例〕「〇〇ちゃんが、△△ちゃんの悪口を言ってたよ！」
- ・言葉によるいじめの具体的な指導
- 〔例〕あだ名、無視、ひそひそ話、バイ菌扱い、容姿をバカにするなど。

- ⑦ スマホ・ケータイ安全教室を実施し、トラブルの未然防止に努める。
※ 外部講師を依頼し、対面もしくはオンラインで実施する。
- ⑧ インターネットやスマホ等の利用について、家庭でのルールづくりを行い、トラブルの未然防止に努める。
- ⑨ 学校・警察連絡員の指定やスクールサポーターの積極的な活用によって、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築する。
- ⑩ 学校警察連絡協議会等を活用して、学校と警察でいじめに関する認識を共有し、積極的な相談を促進する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 学校評価の評価項目に位置付ける。
学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見・いじめ事案への対処の在り方、校内研修等の取組を位置付けし、学校評価の評価項目に入れて実施する。
- ② 職員研修により早期発見に努める。(「生徒指導支援資料5 いじめに備える」の活用)
「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- ③ 職員終会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

【 児童の小さなサインの例 】

- ・健康観察で元気がない。
- ・休み時間ぼつんと一人でいる。
- ・教師に何か言いたそうだが言えない。
- ・生活が乱れてくる。

- ④ アンケート調査を定期的に行い、教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
○児童学校生活アンケート ※記名式 …年5回(1学期2回, 2学期2回, 3学期1回)
○保護者アンケート ※記名式 …年1回
- ⑤ いじめ認知シートを活用し、いじめ認知漏れゼロ、迅速な対応、情報共有を確実に行う。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ① いじめの「解消」についての共通理解を行う。

[定義]

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットも含む)が少なくとも3か月を目安にやんでいること。また、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。この2つの要件が満たされている必要がある。

- ② それぞれの立場にあった適切な対応を行う。
○いじめを受けた児童 … 教育相談等で悩み等を聞き、児童に安心感を持たせる。
○いじめている児童 … 情報収集を綿密に行い、事実を確認をした上で毅然とした態度で指導にあたる。
○傍観者の児童 … いじめているのと同様であるということを指導する。
- ③ 組織での取組及び家庭、地域、関係機関と連携した取組を行う。
○学級担任だけで抱えこむことなく、「いじめ対策委員会」を招集し、学校長以下全ての教員を対象として対応を協議し、具体的な対応策を考え、実践する。
○いじめの問題が起きたときは、家庭との連携を密にし、学校側の取組について情報を伝えたとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集めて指導に生かすようにする。
○重大ないじめ事案や、児童ポルノ関連のいじめ等、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
○心の傷を癒やすために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図る。
○事案により、各種団体や専門家と協力して解決にあたる組織を確立する。
○「24時間子供SOSダイヤル」、「いじめ・体罰解消サポートセンター」、「子どもホットライン」等の相談窓口があることを児童及び保護者に伝える。

「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310

「いじめ・体罰解消サポートセンター」(県南地区) 029-823-6770

「子どもホットライン」 029-221-8181